

令和8年度 地域での支え合い活動 を支援します！！



令和8年度善意銀行配分金申請団体を募集します

伊勢原市社会福祉協議会では、善意銀行の寄託金を活用し、活動に必要な経費の一部を助成します。

地域の交流の場

見守り活動

サロン活動

災害に
備える活動

災害
ボランティア

実施期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

申請期間 令和7年11月4日(火)から令和8年1月30日(金)まで

対 象： 市民による自主的で営利を目的としない、地域活動を行う団体

※任意団体、学校法人又は NPO 法人、かつ団体の構成員が概ね 10 人以上
で、9 割以上が伊勢原市在住、在勤又は在学

対象事業： 住民同士の地域交流の場づくり、地域の見守り・支え合い活動、災害時
に備える活動・被災地支援活動等、既存団体の記念行事(10 周年以上)

申込み・問い合わせは

社会福祉法人伊勢原市社会福祉協議会

☎0463-94-9600 <https://www.isehara-shakyo.or.jp>

令和 8 年度善意銀行寄託金配分事業概要

交付対象	配分金の交付対象とする団体は、伊勢原市内を主たる活動拠点とし、伊勢原市の地域福祉向上のために事業を行う団体で、次に掲げる全ての要件を満たすものとしします。 (1) 任意団体、学校法人又はNPO法人 (2) 団体の構成員がおおむね10人以上で、9割以上が伊勢原市在住、在勤又は在学
対象事業	【地域福祉推進事業】 住民同士の地域交流の場づくり、地域の見守り・支え合い活動、災害時に備える活動等 スタート支援 立ち上げから2年未満の団体が地域福祉活動事業を開始するとき ステップアップ支援 立ち上げから2年以上経過している団体が新規事業を始めるとき、既存事業の拡充等をするとき等 連携支援 複数の地域福祉活動団体が連携をして事業を行うとき 記念行事支援 設立から10年以上経過した団体が記念事業(10年単位)を行うとき 【災害支援事業】 10人以上で災害救助法適用地域(県内は除く)の被災地支援活動をするとき
実施期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
申請期間	令和7年11月4日(火)から令和8年1月30日(金)まで
配分内容	配分金の交付は1団体1年につき1回とし、配分金額は対象経費の合計額の75%の額です。ただし、10万円を限度とします。 ※算出した配分金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。 【対象経費】 謝金・消耗品費・郵送代・印刷製本費・使用料及び賃借料・保険料・被災地までの交通費 等
留意事項	・社会福祉法人伊勢原市社会福祉協議会善意銀行寄託金配分要綱の規定に基づいて審査を行います。 ・対象外となる団体・経費など、詳細は、伊勢原市社会福祉協議会に問い合わせてください。